

○ 行政評価制度の試行について

平成 26 年 11 月
総務課人事管理室

1 目的

行政評価制度の構築に向けた試行を行い、評価結果を改善へとつなげ、取り組みを基に制度設計をし、本格的運用を目指します。

2 評価の対象

第 4 回行政改革推進委員会（平成 26 年 10 月 23 日）において選定いただき、諮問いたしました以下の事務事業を対象といたします。

| 事業名 (予算事業名) | 担当課 |
|----------------|-------|
| 公共交通確保対策事業経費 | 自治振興課 |
| 新エネルギー推進経費 | 環境課 |
| 有害鳥獣対策経費 | 農林水産課 |
| スポーツ団体育成経費 | 生涯学習課 |

3 評価結果の取扱い

試行を行った事業の評価結果については、次年度の予算要求の重要な意見として内部組織である行財政改革推進本部会議において、その評価結果を協議し、その結果及び方針について報告いたします。

4 事業内容説明の日程等

【資料No.1-2】行政改革推進委員会タイムスケジュールのとおりの日程及び時間で行います。

5 評価方法

前回配布いたしました「村上市における行政評価制度について【事務局素案】」のより市内部評価と同一の基準で対象事業を市民の目線で客観的に評価を行っていただきます。

- ① 対象事業の事務事業評価シート（シートの見方は【資料No.1-3】、【資料No.1-4】参照）を基に、担当課による事業説明評価理由説明（15分）を受けた後、質疑応答（30分）を行います。
- ② 「様式第2号事務事業評価シート（行政評価委員会）」を用いて、説明、質疑の段階中に各委員で評価の考察を行っていただきます。
- ③ 説明、質疑終了後、各委員の評価案を基に、委員会として対象事業の評価及びその理由、方向性等の協議を行っていただきます。（15分）

- ④ 対象の4事業を第5回、第6回にて同様の方法で行います。

- ⑤ 第7回にて質疑や評価の協議で出た意見を基に、事務局が作成した評価案について最終協議を行い、評価を確定して第8回で市へ答申いただきます。